

富山県なりわい再建支援補助金事務局運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、富山県が「なりわい再建支援事業」を実施するにあたり、「富山県なりわい再建支援補助金事務局運営業務」の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」といいます。）の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

富山県なりわい再建支援補助金事務局運営業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) その他

業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案があった内容に基づき、修正を行うことがあります。

3 委託費の上限額

金 50,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

4 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (6) このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間、富山県の指名停止を受けていない者であること。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

6 参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和6年3月8日（金）正午（12時）までに参加申込フォームよりお申込みください。なお、フォーム送信後、必ず電話で到達確認をしてください。

参加申込フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=J0zs99Sn>

7 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和6年3月8日（金）正午（12時）までに質問フォームにより提出してください。原則、電話及び口頭による質問は受けません。

なお、質問に対する回答は、令和6年3月13日（水）までに、参加申込みをいただいた事業者全員に電子メールにて送付します。

他の参加者に関する質問など、受託候補者の公平な選定に支障の生ずるおそれのある質問には回答が示されない場合もありますのでご注意ください。

質問フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=FUhIX8oo>

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた事業者は、別紙の「仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出期限

令和6年3月15日（金）正午（12時）必着

(2) 応募方法

持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）

(3) 提出書類（A4サイズ）

① 企画提案書 7部（任意様式）

ア 業務の実施体制

各業務を適切かつ効率的に実施するための体制について、配置する役職（統括者、リーダー等）や各業務の従事者ごとの人数及びその具体的な職務分担並びに指揮命令系統等を記載する。また、役職者については、その経歴や保有する資格等についても記載するものとする。

イ 業務フロー

補助金事務を適正かつ迅速に行うための業務フローについて、業務の区分ごとにそれぞれの業務従事者が行う書類の確認の方法等について具体的に記載する。

ウ 業務従事者の技量の確保

当該業務を適正かつ迅速に行うことができるよう、業務従事者の技量を確保するための対策を具体的に記載する。

エ 情報セキュリティ対策

守秘義務の遵守、個人情報保護等を業務従事者に徹底させるための対策等を具体的に記載する。

オ その他業務を実施する際の工夫等

② 応募者の概要 7部（様式第1号）

(4) 提出先

下記「10 問い合わせ先」に同じ

(5) 留意事項

- ・企画提案書には、実施スケジュール及び実施体制を必ず記載してください。
- ・経費見積書は、できるだけ詳細な積算内容を記載してください。

7 審査方法、審査基準等

(1) 審査方法

- ① 受託候補者は、審査会による審査を経て選定します。
- ② 審査会での審査に当たっては、本企画提案公募の申込みのあった事業者から企画提案書等に基づき書面審査を行います。
- ③ 審査会の審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により受託候補者を決定します。

ア 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がある場合

当該企画提案を行った応募者を、受託候補者として選定します。

イ 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がない場合

すべての審査員の得点を合計し、最も高い点数を獲得した企画提案を行った応募者を、受託候補者として選定します。

ウ 参加者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均が6割以上となったときに受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

審査のための評価項目及び評価基準等は別表のとおりとします。

8 その他

- (1) 参加者は、その能力に応じて実現することが可能な企画について提案してください。

- (2) 提出いただいた書類は、一切返却しません。
- (3) 公募型プロポーザルへの参加及び企画提案に要するすべての費用は、参加者の負担とします。
- (4) 審査結果については、各参加者に文書をもって通知します。
- ① 選定した受託候補者の名称
 - ② 受託候補者の選定理由
- (5) 参加者は審査結果について、一切、質問や異議の申立てをすることができないものとします。
- (6) 契約候補者と本県とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします（受託候補者と本県とは、提案を受けた企画の内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するものです。）。
- (7) 参加申込フォームより申請後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式は、定めません。）を提出してください。
- (8) 委託業務に伴い発生した著作権は、本県に帰属するものとします。
- (9) 受託者は、委託業務の実施に当たり知りえた秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用することができません。このことについては、委託業務の終了後も同様です。

9 今後のスケジュール

※変更となる場合が、あります。

募集公示	令和6年3月 1日（金）
参加申込書、質問書の提出期限	3月 8日（金）正午(12:00)
質問への回答	3月13日（水）予定
企画提案書の提出締切	3月15日（金）正午(12:00)必着
審査	3月中旬
受託候補者の決定	3月下旬
委託契約書の締結	4月 1日（月）予定
補助金の募集開始	4月中旬

10 問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

Tel:076-444-3249 Fax:076-444-4402

E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp